

## 【改正素案】

## 資料 3 - 4

## 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針

## 第 1 目的

この指針は、「大阪市空家等対策計画」に基づき、大阪市内に所在する管理不全空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。以下同じ。）及び特定空家等（空家法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に対する措置その他の管理不全空家等及び特定空家等への対処の基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 所有者等への指導等

管理不全空家等及び特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対しては、空家法を効果的に活用し、情報提供や助言を交えながら、段階的に指導等を強化することで自主的な改善を促すことを基本とする。

## 1 空家法の効果的な活用

## (1) 税情報等の利用

区が所有者等の調査を行っても、その所在が確知できない場合は、管理不全空家等及び特定空家等に対する指導等ができず、対策が非常に困難となるため、空家法により利用可能となった固定資産税の課税情報や介護保険情報等を活用し、所有者等の調査に重点的に取り組み、所有者等の特定の迅速化と不明率の低減を図る。

## (2) 固定資産税等の住宅用地特例の解除

空家法第 13 条第 2 項又は第 22 条第 2 項に基づく勧告を行った場合は、速やかに財政局に通知し、固定資産税等の住宅用地特例の適用を解除することで、空家等を残すことの税制上の優遇をなくし、所有者等に自主的な改善を効果的に促す。

## (3) 国のガイドライン等の活用

国は、空家法の規定に基づき、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン等」という。）を定めている。管理不全空家等及び特定空家等の判断や手続き等は、本指針の定めるところによるが、本指針に記載のない事項についてはガイドライン等に従う。

## (4) 大阪市空家等対策協議会専門部会（以下「専門部会」という。）への意見聴取

これまでの実績が乏しい「衛生上有害」・「景観阻害」・「生活環境上不適切」の分野に該当する管理不全空家等及び特定空家等に対して、空家法第 13 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に基づく助言・指導を行うかどうかの判断が困難な場合や、固定資産税等の住宅用地特例の適用解除を伴う空家法第 13 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に基づく勧告を行う場合には、空家法第 8 条に基づく大阪市空家等対策協議会に設ける専門部会（建築・法律等の分野の協議会委員で構成）に諮り、全市的な判断の妥当性や統一性を確保する。

## 2 段階的な指導等の強化

情報提供・助言等（空家法第 12 条）、助言・指導（空家法第 13 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）及び固定資産税等の住宅用地特例の適用解除を伴う勧告（空家法第 13 条第 2 項及び第 22 条第

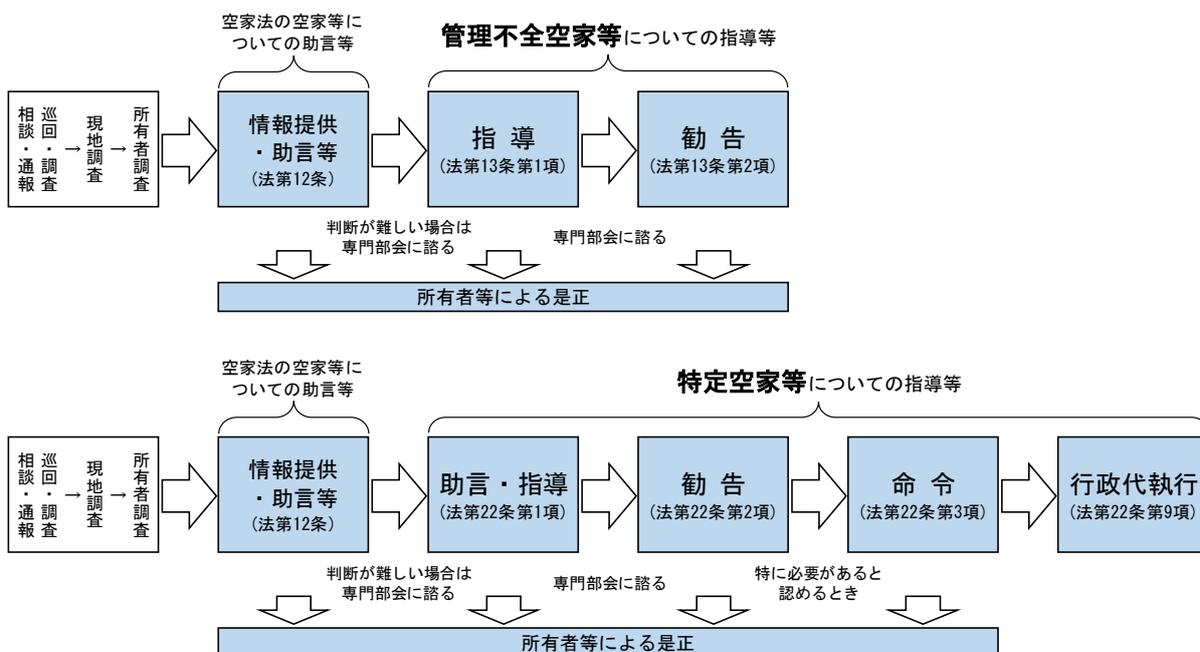
2項)と、段階的に指導等を強化し、所有者等と意思疎通を図りながら自主的な改善を促す。

段階的な指導等にあたっては、各段階における標準的な指導等の期間を定めるとともに、特に危険度の高い特定空家等(保安上危険な建築物の判定表(別表2)における総合判定が危険度3-1又は危険度3-2である特定空家等(以下「危険特定空家等」という。))については、第3に規定する勧告を行う時期の基準に基づき、所有者等に対して勧告を行う。

それでも改善がみられない特定空家等については、特に必要があると認められるときには行政処分(空家法第22条第3項に基づく命令、同条第9項に基づく行政代執行)による是正措置を行う。

ただし、災害その他非常の場合において、空家法第22条第2項に基づく勧告を行った特定空家等に対して、緊急に周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要がある場合は、空家法第22条第11項に基づき緊急代執行による是正措置を行う。

図1 段階的な指導等の強化の流れ



(1) 現地調査・所有者調査

相談窓口への相談・通報や職員等による巡回・調査等により管理不全空家等及び特定空家等の情報を把握した場合、職員が現地にて空家であることや、問題となっている箇所の状況等の確認(外観調査)を行う。

所有者等の調査については、登記簿、住民票、戸籍謄本及び固定資産税の課税情報等を利用して調査を行い、所有者等の特定に努める。

必要に応じて、近隣住民に対する聞き取り調査等を行い、所有者等の特定に関する情報の確認等を行う。

(2) 空家法に基づく空家等に対する情報提供・助言等(空家法第12条)

所有者等の中には、遠方に居住しており、現地の状況を把握していない場合や近隣住民に悪影響が及んでいることに気づいていない場合があるため、空家法第12条に基づき、情報

提供・助言等を行うことによって、自主的な改善を促す。

助言等を受けた所有者等からの相談に対しては、内容に応じて各種専門家団体等の窓口案内を行う。

### (3) 管理不全空家等及び特定空家等に対する指導(空家法第13条第1項及び第22条第1項)

空家法第12条に基づく情報提供・助言等を行ったにもかかわらず、状態が改善されないと認められる空家等については、本指針で定める「管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準(別表1)」に基づき、(イ)保安上危険、(ロ)衛生上有害、(ハ)景観阻害、

(ニ)生活環境上不適切な各分野の調査項目及び状態の例により判定する。(イ)保安上危険の分野に該当する場合は、「保安上危険な建築物の判定表(別表2)」を使用して危険度等の総合的な判断を行う。

管理不全空家等及び特定空家等に該当するかの総合的な判断に苦慮する場合は、専門部会に諮り意見聴取を行った上で判断するものとする。

管理不全空家等又は特定空家等と判定されたもののうち、周辺への影響の程度や危険度の切迫性などを総合的に判断して、必要があると認められるものについて、空家法第13条第1項又は第22条第1項に基づき、必要な措置をとるよう指導する。

空家等の適切な維持管理は所有者等の責務であるため、粘り強く指導をくり返し、自主的な改善を促す。

管理不全空家等及び特定空家等となる分野が複数の分野に該当する場合には、分野ごとにその事由などを示し、一括して指導を行う。

### (4) 保安上危険以外の分野の対応

(イ)保安上危険以外の次の分野の管理不全空家等及び特定空家等については、所有者等への情報提供・助言等(空家法第12条)を行うことで、所有者等と近隣住民や関係機関との協力体制を築いて、自主的な改善に導くことを基本とする。

(ロ)衛生上有害・・・ごみの放置による臭気、虫の発生、動物の糞尿などによる健康被害の誘発

(ハ)景観阻害・・・周囲の景観と著しく不調和など

(ニ)生活環境上不適切・・・立木のはみ出し、住みついた動物、不法侵入の発生など

ただし、自主的な改善が進まず、指導(空家法第13条第1項及び第22条第1項)以降の段階へ進めるべき管理不全空家等及び特定空家等については、各区役所が事案の解決に必要な関係局(健康局・計画調整局(景観担当)・環境局・消防局・建設局等)と連携し、実態に応じ役割を分担し、空家法に基づく対応を行う。

また、(ロ)衛生上有害、(ニ)生活環境上不適切に該当する特定空家等については、(イ)保安上危険、(ハ)景観阻害に該当する特定空家等よりも早急に対応が必要になる場合があるなど、各分野によって、指導を行う期間が異なることにも留意する。

### (5) 管理不全空家等及び特定空家等に対する勧告(空家法第13条第2項及び第22条第2項)

空家法第13条第1項及び第22条第1項の指導に従わないもののうち、必要と認めるものについては、専門部会に諮りその妥当性等を確保した上で勧告を行う。

ただし、特定空家等であって、緊急を要する場合や助言・指導の段階で既に専門部会に諮っているものについては、省略することができることとする。

専門部会には、各分野で判断材料となる資料を提示する。

複数の分野について指導している管理不全空家等及び特定空家等に勧告を行う場合には、勧告に至る分野と勧告する措置内容を明確にする。

また、複数の分野について勧告を行う場合には、分野ごとに適切な措置の期限を定める。

措置の期限を経過した場合には、所有者等の状況等を踏まえた上で、必要に応じて勧告を繰り返す。

#### (6) 固定資産税等の住宅用地特例の解除

空家法第 13 条第 2 項又は第 22 条第 2 項に基づく勧告を行う場合は、速やかに財政局にその旨を通知し、当該敷地の固定資産税等の住宅用地特例の適用を解除する。また、勧告後に改善に必要な措置がなされた場合も、速やかに財政局にその旨を通知する。

#### (7) 特定空家等に対する命令（空家法第 22 条第 3 項）

空家法第 22 条 2 項に基づく勧告を行ったもののうち、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらないものについては、周辺生活環境への影響や所有者等の指導等に対する反応などを総合的に判断し、特に必要があると認める場合には、空家法第 22 条第 3 項に基づく命令を行う。

#### (8) 特定空家等への行政代執行（空家法第 22 条第 9 項）

空家法第 22 条第 3 項に基づく命令を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときには、空家法第 22 条第 9 項に基づき行政代執行を行う。

行政代執行は、最終手段であり、本来は所有者等の責務において適切に対応されるものであるが、第三者に危害を及ぼすおそれがあるなど、特に周辺への影響が大きく、且つ緊急性が高い場合で所有者等が命令に応じない場合に行うこととする。

### 第 3 危険特定空家等に対する勧告を行う時期の基準

- 1 区長は、市民等からの通報等により確知した特定空家等を「保安上危険な建築物の判定表（別表 2）」によって危険特定空家等と判定し、かつ、その所有者等が空家法第 22 条第 1 項に基づく指導等に関わらず、十分な是正措置を行わない場合には、当該判定日から起算して概ね 12 か月以内に専門部会に対して勧告の妥当性について意見を諮るものとし、その意見を踏まえ、勧告が妥当と判断する場合には、速やかに勧告を行う。
- 2 区長が、所有者等の氏名及び所在地の特定に特に時間を要すると認める危険特定空家等にあつては、所有者等が特定された日から起算して概ね 9 か月以内に専門部会に対して勧告の妥当性について意見を諮るものとし、その意見を踏まえ、勧告が妥当と判断する場合には、速やかに勧告を行う。
- 3 上記 2 の所有者等の氏名及び所在地の特定に特に時間を要する場合には、例えば以下のよう  
なもの該当する。
  - (1) 所有者等が外国籍であり、かつ、住民基本台帳に登録されていない者である場合
  - (2) 相続等により所有者等が多数である場合
  - (3) 未登記物件である等、所有者等の調査が特に困難な場合
- 4 期間内に勧告を実施することに配慮を要する特段の理由がある場合の取扱い

区長は、所有者等への指導状況等を踏まえ、上記1及び2の期間内に勧告を実施することに配慮を要する特段の事情があり、専門部会に対して勧告の妥当性についての意見聴取を見送る必要があると認める場合は、当該期間内に、当該危険特定空家等の指導状況等の詳細と期間内の意見聴取を見送る必要があると認める理由を専門部会に報告する。

#### 第4 所有者等不明物件への対応

登記簿や住民票、戸籍謄本、固定資産税の課税情報等を利用して調査を行っても、所有者等が判明せず、対応に苦慮する場合がある。

このように様々な手段を講じても所有者等を確知できず、空家等の適切な管理のための措置を求める相手が存在しない場合には、土地所有者や隣地所有者等の利害関係者に財産管理制度を紹介し、当該制度の活用を促すとともに、利害関係者が活用する場合には、本市はその取組状況を確認する。

また、利害関係者による財産管理制度の活用が進まない場合で、空家等の状態や危険等の切迫の程度、売却の可能性等について、必要に応じて専門家団体等とも連携を図りながら検討を行った結果、財産管理制度の活用が可能で効果的なものについては、本市が当該制度を活用する。

なお、特に必要があると認めるときは、空家法第22条第10項による略式代執行による対応を進める。

その場合の略式代執行に要する費用の回収についても、財産管理制度の活用が効果的なものは、当該制度を活用する。

#### 第5 空家法以外の法律等に基づく対応

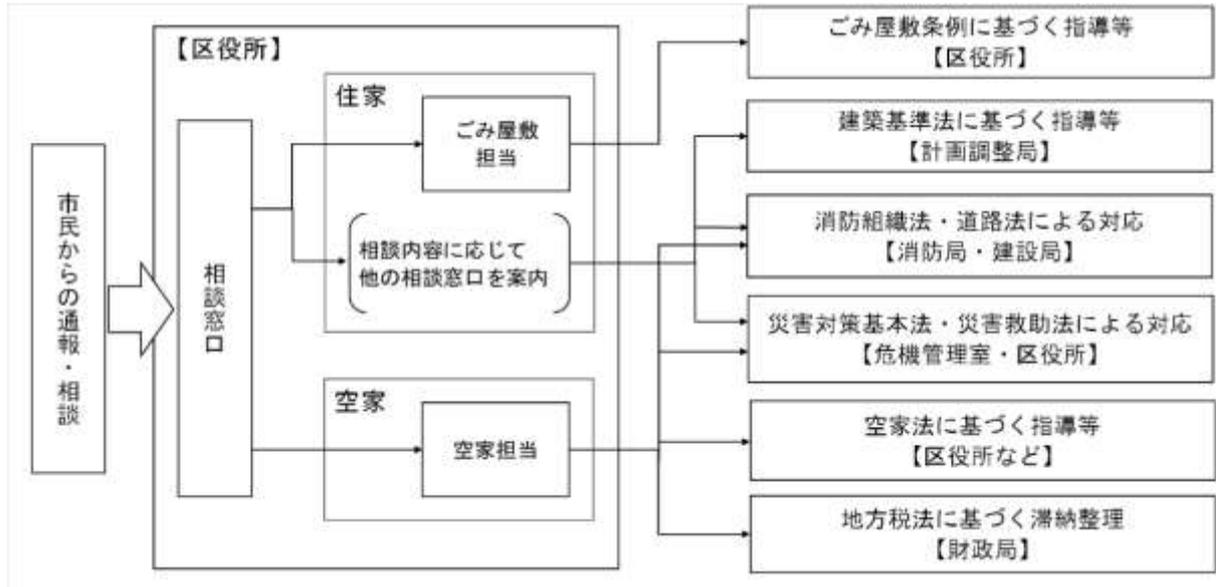
ごみ等を自宅内又はその周辺に溜めこんで、悪臭や害虫等により周辺の生活環境が著しく損なわれている状況にある、いわゆる「ごみ屋敷」については、「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（ごみ屋敷条例）」に基づいて原因者に指導等を行う。

空家法の空家等に該当しない住家や一部住戸に居住世帯のある長屋の空家などで、そのまま放置すれば倒壊等の危険がある建築物については、計画調整局が建築基準法に基づいて建築物の所有者等を調査し、指導等を行う。

剥落のおそれのある部材等の飛散防止のためのシートやネット等による養生や危険個所の注意喚起など、応急的に実施する緊急安全措置は、空家所有者等の責任と負担において実施されることが基本であるが、今にも瓦や外壁が落下し、通行人への危害が想定される場合等の人的危険性がある緊急の場合など、特に必要と認める場合においては、消防局が消防組織法に基づき危害の排除を行うとともに、大阪市管理道路上に瓦や外壁が落下している場合等においては、建設局が道路法に基づき瓦れきの撤去やカラーコーン等の設置による注意喚起を実施する等の対応を行う。

新たな財産管理制度の創設や共有物の変更・管理に関する制度が改正された民法をはじめ、空家法以外の法令に基づき可能な対応について検討を進めるほか、空家等対策の視点を取り入れた滞納整理事務に取り組む。

図2 空家法以外の法律等に基づく対応の流れ



## 第6 施行の細目

この指針に定めるもののほか、空家等対策に係る手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この指針は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行をもって、「北区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「都島区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「福島区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「此花区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「中央区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「西区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「港区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「大正区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「天王寺区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「浪速区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「西淀川区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「淀川区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「東淀川区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「東成区危

険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「生野区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「旭区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「城東区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「鶴見区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「阿倍野区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「住之江区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「住吉区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「東住吉区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」、「平野区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」及び「西成区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」は、廃止する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準

管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準

判定日: 判定者:

Table with 2 columns: 空家等の種別, 特定空家等の分野

※管理不全空家等及び特定空家等の分野が(イ)保安上危険の場合は、保安上危険な建築物の判定表(別表2)により、周辺への影響や切迫性などを総合的に判断し、危険度に応じた措置を行う。

Main table for '管理不全空家等及び特定空家等の状態の例' with columns: 分野, 調査項目, 管理不全空家等及び特定空家等の状態の例, 該当. Includes categories like 建築物等の倒壊, 擁壁の崩壊, 部材等の落下, etc.

Main table for '管理不全空家等及び特定空家等の状態の例' with columns: 分野, 調査項目, 管理不全空家等及び特定空家等の状態の例, 該当. Includes categories like 衛生上有害, 八景観阻害, 二生活環境上不適切, etc.

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針より引用

※特定空家等の分野

- イ 保安上危険(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態)
ロ 衛生上有害(そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態)
ハ 景観阻害(適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態)
ニ 生活環境上不適切(その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態)

※管理不全空家等

そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

(別表2) 保安上危険な建築物の判定表

**保安上危険な建築物の判定表** 建築物の判定に限る。(立木の倒壊、落下、飛散については対象外)

別表1による 空家等の種別	判定日:	判定者:
------------------	------	------

① 「建築物が著しく保安上危険となるおそれがあるか」の判定表

管理不全空家等及び特定空家等の状態	Aランク(管理不全空家)	Bランク(特定空家) 将来Cランクになることが予見	Cランク(特定空家) 現に周辺への悪影響が顕在化
<b>ア</b> 建築物の傾斜	<input type="checkbox"/> 建築物がわずかに傾斜しているもの。(1/60以下の傾斜)	<input type="checkbox"/> 建築物が傾斜しているもの。(1/60を超え、1/20以下の傾斜)	<input type="checkbox"/> 建築物の傾斜が著しく、 <u>倒壊のおそれがあるもの。</u> (1/20を超える傾斜など)
<b>イ</b> 屋根(構造部材)の変形	<input type="checkbox"/> 屋根を支える構造部材の一部に変形が生じているもの。 (※屋根面の状況もあわせて評価)	<input type="checkbox"/> 屋根を支える構造部材の <u>多くの箇所に</u> 変形が生じているもの。 (※屋根面の状況もあわせて評価)	<input type="checkbox"/> 屋根全体の変形が著しく、 <u>倒壊のおそれがあるもの。</u> (※屋根面の状況もあわせて評価)
<b>ロ</b> 外壁(躯体)の損傷	<input type="checkbox"/> 外壁(躯体)の一部に破損・変形が生じているもの。 (※外壁面の状況もあわせて評価)	<input type="checkbox"/> 外壁(躯体)の <u>多くの箇所に</u> 破損・変形が生じているもの。 (※外壁面の状況もあわせて評価)	<input type="checkbox"/> 外壁(躯体)全体の変形が著しく、 <u>倒壊のおそれがあるもの。</u> (※外壁面の状況もあわせて評価)
<b>ハ</b> 構造耐力上主要な部分の損傷等(基礎、土台、柱又は梁の状況)	<input type="checkbox"/> 基礎、土台、柱又は梁の一部に破損、腐朽、蟻害、腐食が生じているもの。 雨水浸入の痕跡があるもの。	<input type="checkbox"/> 基礎、土台、柱又は梁の <u>多くの箇所に</u> 破損、腐朽、蟻害、腐食又は構造部材同士のずれが生じているもの。	<input type="checkbox"/> 基礎、土台、柱又は梁の破損、腐朽、蟻害、腐食又は構造部材同士のずれが著しく、 <u>倒壊のおそれがあるもの。</u>
<b>ニ</b> 屋根面の状況	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の一部に剥落、ずれ、破損が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の <u>多くの箇所に</u> 剥落、ずれ、破損が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材等の剥落、ずれ、破損が著しく、 <u>落下等のおそれがあるもの。</u>
<b>ホ</b> 外壁面の状況	<input type="checkbox"/> 外壁上部の外装材等の一部に剥落、ずれ、破損が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 外壁上部の外装材等の <u>多くの箇所に</u> 剥落、ずれ、破損が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 外壁上部の外装材等の剥落、ずれ、破損が著しく、 <u>落下等のおそれがあるもの。</u>
<b>ヘ</b> 看板、バルコニー、給湯設備、屋上水槽、アンテナ等※の状況 ※以下「その他設備等」という。	<input type="checkbox"/> 建築物上部にあるその他設備等の破損又は支持部材の一部に破損、腐食等が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 建築物上部にあるその他設備等に破損、傾きがあり、支持部材の <u>多くの箇所に</u> 破損、腐食等が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 建築物上部にあるその他設備等の破損、傾きが著しく、 <u>脱着、転倒のおそれがあるもの。</u>
<b>ヘ</b> 門、塀、屋外階段等の転倒	<input type="checkbox"/> 構造部材の一部に破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 構造部材の <u>多くの箇所に</u> 破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ、傾斜が生じているもの。	<input type="checkbox"/> 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ、傾斜が著しく、 <u>倒壊、転倒のおそれがあるもの。</u>
<b>管理不全空家等及び特定空家等の状態(最大ランクで判定)</b>	<b>ランク</b>		

管理不全空家等(Aランク)と判定された場合は、③総合判定に進む。

注)①判定表により建築物の状態をチェックした結果、別表1による空家等の種別と異なる判定となった場合は、別表1を修正する。

【状態ランクの目安】

※Aランク…部分的な補修により管理不全の状態が是正されるもの【**小修理を要するもの**】

※Bランク…部分的な補修箇所が複数ある場合や建物の全面的な補修工事による修理が必要なもの【**大修理を要するもの**】

※Cランク…腐朽・破損又は変形が著しく、倒壊・崩落のおそれがあるもの【**現に周辺への悪影響が顕在化しているもの**】

② 「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか」及び「悪影響の程度と危険等の切迫性」の判定表

a <input type="checkbox"/>	建築物等の倒壊、部材等の落下・飛散による影響が、敷地外及び第三者に危害をおよぼすおそれがある。
a にチェックが入ったものは、b のチェック項目に進む。入らなければ ③総合判定に進む。	
※空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。	
※倒壊のおそれのある空家等の周辺に、家屋や公道等が存在しない場合はチェックしない	

b <input type="checkbox"/>	次の全てにあてはまる場合 <input type="checkbox"/> 建築物の部材等(屋根ふき材・外装材・その他設備等)に落下のおそれがある場所に容易に立ち入る事ができる。 <input type="checkbox"/> 消防等による危害排除や規制(バリケード等)による立入禁止など危険防止措置がとれない。 <input type="checkbox"/> 建築物等の倒壊、部材等の落下により、通行人等の生命を脅かす危険性が高い。
※空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象が周辺の建築物や通行人等にも及び得ると判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か等により判断する。	
※特定空家等として措置する場合は、悪影響の事象の切迫性が、管理不全空家等より高い状態にあることに留意する。	

③ 総合判定

管理不全空家等	12条(情報提供、助言)で改善されない場合は、13条第1項(指導)対象(※1)
(※1)一定期間、指導を繰り返しても改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれが大きい場合は、13条第2項(勧告)対象とする。	

特定空家等	①判定表(特定空家等の状態)と②判定表(悪影響を受ける周辺環境の有無、危険等の切迫性)により、特定空家等の措置の内容を適宜判断する。
-------	--

①判定表		②判定表		危険度	特定空家等の措置の内容
状態	ランク	a	b		
ア・イ・ウ	B			1	12条(情報提供、助言)で改善されない場合は、22条第1項(指導又は助言)対象(※1)
ア・イ・ウ	B	○		1	12条(情報提供、助言)で改善されない場合は、22条第1項(指導又は助言)対象(※1)
ア・イ・ウ	C			2	12条(情報提供、助言)で改善されない場合は、22条第1項(指導又は助言)対象(※1)
イ・ウ	B	○	○	3-1	12条(情報提供、助言)、22条第1項(指導又は助言)で改善されない場合は、22条2項(勧告)対象(※2)(※3)
イ・ウ	C	○	△	3-1	12条(情報提供、助言)、22条第1項(指導又は助言)で改善されない場合は、22条2項(勧告)対象(※2)
ア	C	○	△	3-2	12条(情報提供、助言)、22条第1項(指導又は助言)で改善されない場合は、22条2項(勧告)対象(※2)

(※1)一定期間、指導を繰り返しても改善されない場合は、22条2項(勧告)対象とする。

(※2)危険特定空家等(危険度3-1・3-2)については、判定日から起算して概ね12か月以内に専門部会に対して勧告の妥当性について意見を諮ること。

(※3)危険度3-1については、専門部会に諮るまでに危害防止対策がとれないかの十分な検討を尽くすこと。また、指導・調査期間中に危害防止対策が図れ、判定表②のbのチェックが外れた場合は総合判定を見直すこと。